

1/16 日の丸君が代訴訟で最高裁判決

「減給以上の処分をするには慎重な考慮が必要」
停職処分1名、減給処分1名の処分取り消しへ



卒業式で起立せず君が代を斉唱しなかったなどを理由に出されていた公立学校の教職員171名に対する処分取り消しを求めた三つの訴訟の最高裁判決（第一小法廷・金築誠志裁判長）が、1月16日にありました。停職処分取り消しを求めていた2名のうち1名と減給処分取り消しを求めた1名について、請求を認めました。戒告処分取り消しを求めていた168名については、請求を認めませんでした。最高裁判決が出されたことで、日の丸君が代に対する起立などの職務命令に従わなかった場合の処分について、司法判断の基準が示されたこととなります。

そもそも「日の丸・君が代」は、1989年（平成元年）改訂の学習指導要領で、国旗・国歌と位置づけられ、それまでの「望ましい」から「指導するものとする」とされてから、学校現場で「強制」が始まりました。加えて、99年（平成11年）に、激しい反対の中で「国旗及び国歌に関する法」（以下、国旗国歌法）が制定されます。これ以降、強制的な圧力が強まります。そして、03年（平成15年）、東京都教委が通達を出し、職務命令を出し始めます。結果、04年春の卒業式などから不起立教職員に大量懲戒処分を出し始めます。今回の判決は、こんな中で出された処分の取り消しを求めた訴訟三つをまとめて出されたものです。

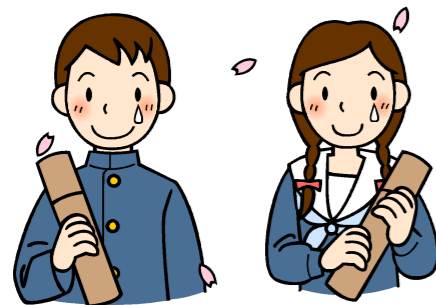
その要旨は次のようなものです。

- ①不起立行為は、職務命令違反であり、式典の秩序や雰囲気を一定程度損ない、生徒への影響も否定しがたい。
- ②（不起立の）動機や原因は、教員個人の歴史観・世界観に起因する。また、積極的な妨害ではなく、物理的に式の進行を妨げるものではない。
- ③職務命令は、学校の起立や秩序保持の見地から重きに失しない範囲で懲戒処分をすることは裁量の範囲内。
- ④戒告を超えてより重い減給以上の処分をするには、慎重な考慮が必要。
- ⑤その結果
 - i 不起立のみの停職者1名は、裁量範囲を超える。
 - ii 掲揚妨害等の行為をしていた停職者1名は、裁量権の濫用ではない。
 - iii 減給処分の1名は、重きに失する。
 - iv 戒告処分168名は、訓告や指導にとどめず戒告を行ったことを論ずる余地はあっても、その一事で裁量権の逸脱・濫用にあたることは解しがたい。

一定の歯止めをかけたという見方も出来ますし、しかし、戒告は「濫用ではない」と認めたという考え方も出来ます。右の見解の通り、戒告処分を取り消した高裁判決を覆して、戒告処分を認めた判決になったのは、間違いありません。

大阪での動きも、注目しなければなりません。

昨年6月、君が代斉唱時の起立を義務づける「君が代起立条例」を制定した大阪では、すでにこの条例に基づいて、この春の卒業式に関して職命を求める通達が出されています。職命違反3回で免職可能という内容を含む「教育職員基本条例」を制定しようとしている「大阪維新の会」は、研修等を含めることでこの免職は維持する内容の条例を作ろうとしています。大きな問題です。



98年、国旗国歌法が制定された時、当時の首相や官房長官は、「強制するものではない」ということを国会答弁でも行いました。しかし、その後、石原東京都知事などが、職務命令まで出して強制していることは事実です。こうした行政姿勢こそが混乱の原因であると考えます。

今回の最高裁判決で桜井龍子裁判官が次の様な補足意見を述べています。

「信条に忠実であるほど心理的に追い込まれている者がいることが推測できる。このような過酷な結果をもたらす過重処分は、～懲戒制度の運用の許容範囲に入るとは到底考えられない。～いたずらに不起立と懲戒処分が繰り返される事態は教育現場のあり方として容認されるものではない。紛争が繰り返される状態を一日でも早く解消し、自由で闊達な教育の実施が切に望まれる。」

この補足意見が活かされる学校現場になることを、特に行政の立場にいる人に望みたいです。

「日の丸・君が代」訴訟1・16 最高裁判決について

2012年1月19日

全日本教職員組合

教育文化局長 得丸 浩一

1. 卒業式などで「君が代」起立斉唱やピアノ伴奏の職務命令に従わなかったとして懲戒処分を受けた東京都の公立学校の教職員約170名が、処分の取り消しなどを求めた3件の訴訟の上告審において、1月16日、最高裁第1小法廷は、「処分の選択が重きに失するものとして社会観念上著しく妥当を欠き、懲戒権者としての裁量権の範囲を超える」として、停職処分（1人）と減給処分（1人）を取り消す判決を出しました。
2. 都教委が2003年10月に出した通達（「10・23通達」）は、職務命令により卒業式などで「君が代」起立斉唱を強制し、命令に従わない教職員に対し、1回目は戒告、2・3回目は減給、4回目以降は停職と、懲戒処分を累積加重する方針を強行してきました。これに対し、本判決は、処分が「職務上及び給与上の不利益」「将来の昇級等にも相応の影響が及ぶ」ことを認めただけで「毎年2回以上の卒業式や入学式等の式典のたびに懲戒処分が累積して加重されると短期間で反復継続的に不利益が拡大していく」とし、「減給以上の処分を選択することについては、本件事案の性質等を踏まえた慎重な考慮が必要」「減給処分を選択することについて、相当性を基礎づける具体的事情が認められるためには、過去一回の不起立行為等による懲戒処分の処分歴がある場合に、これのみをもって直ちにその相当性を基礎付けるには足りず」との判断を示し、処分の加重化に一定の歯止めをかける内容になっています。
3. 最高裁判決を受けて、大阪府知事は、1回目の職務命令違反で減給か戒告、2回目は停職とし、同じ命令に3回従わなかった場合は分限免職と定めている大阪「教育基本条例案」について、記者会見で、限定的ではありますが、修正の方向を表明しています。
4. しかし、今回の最高裁判決は、昨年3月の「都教委の裁量権の逸脱・濫用」を詰め、戒告を含めた懲戒処分を取り消した高裁判決を覆し、「不当の問題として論ずる余地はあり得る」としながらも「戒告処分は違法であるとはいえない」とし、「10・23通達」やそれに基づく職務命令、懲戒処分が憲法違反であるとの主張が受け容れられなかったことは重大な問題です。
5. なお、昨年5月から6月にかけて最高裁で行われた「君が代」不起立にかかわる3件の判決では、14名の裁判官のうち9名が、「反対意見」「補足意見」を表明し、思想・良心の自由について慎重に配慮する姿勢を示しました。今回の判決でも「教員には、幅広い知識と教養、真理を求め、個人の価値を尊重する姿勢、創造性を希求する自立的精神の持ち主であることが求められるのであり…教員における精神の自由は、取り分けて尊重されなければならないと考える」「職務命令違反を理由として、懲戒処分を科することは相当ではないと考える」などの「補足意見」や「反対意見」が付けられたことは重要です。
6. 入学式・卒業式などの教育活動は、創意・工夫をこらし子どもたちが主人公となるものであるべきです。全教は、父母、国民と共同して、憲法と子どもの権利条約の精神を生かした教育の実現のために力をつくす決意です。

子どもたちと一緒に考え、
教職員全員で十分に議論
した、子どもたちが主人公
の行事としての思い出深い
卒業式を創りあげよう。

